

# わんニヤン

## 飼い主共済

犬猫を飼えなくなった飼い主様

※ペットの医療共済（保険）  
ではありません

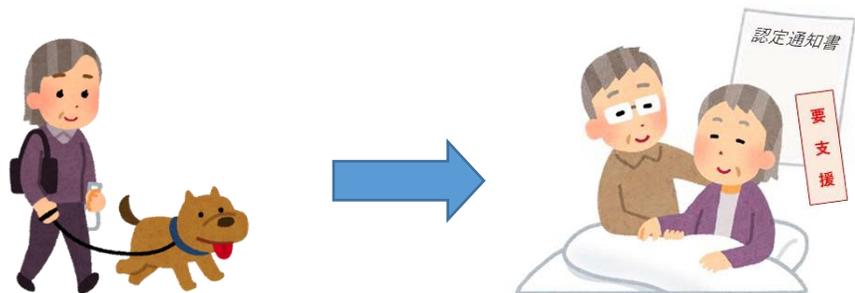
一般社団法人家庭動物愛護協会（共済事業部）



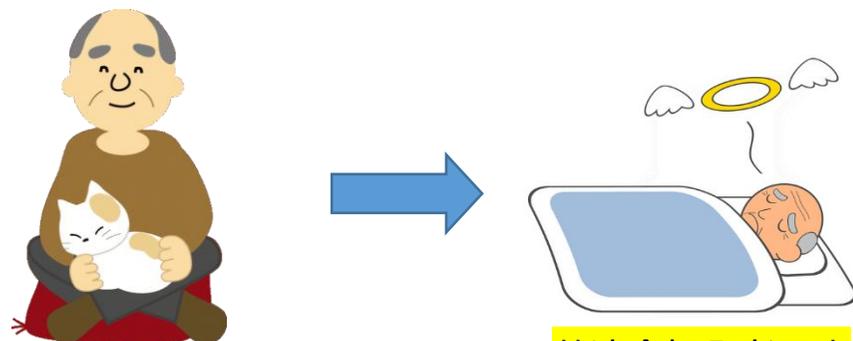
# わんニャン飼い主共済の流れ

あなたの大切な家族である  ちゃん  ちゃんと暮らせないときがきたら、その大切な家族のお世話をどうしますか？

飼い主はペットを預ける際、預け先を自由に選択できます。



要支援 1 以上



共済金加入者死亡

## 共済金支払条件

※共済加入1年後から

ワンちゃん・ネコちゃんの譲渡後・預入後



共済金

230万円

(猫)

Aコース

共済金

320万円

(小型/中型犬)

Bコース

440万円

(大型犬)

Cコース



家族・親戚



友人・知人



ペットシエルター



わんニャン飼い主共済  
ペットシエルター

# Contents

共済の目的	1
一般社団法人家庭動物愛護協会会加入条件	2
契約時の事前決定	3
共済概要	4
飼育費用の準備金として共済掛金	5
オプションとして	6
共済金受取人（新しい飼い主）の義務	7
共済期間・更新及び共済金受取人	8
フローチャート	9
ペットシエルター	10

# 共済の目的

飼い主様がペットを飼育出来なくなった後、セフティーネットとしてのペットの飼育費用

※これはペットの医療（保険）ではありません！

飼い主の方が自身の健康とペットの将来を心配することなく、今現在ペットと共に生活ができる環境を実現すること **(ペットのセフティーネット)**



## ◆お金の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備えたペットの飼育費用



## ◆終の住処の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備え、ペットが死を迎えるまで生活する住まいを飼い主が健康な内に準備を整えておく

# 共済会加入条件

- ① 一般社団法人家庭動物愛護協会に入会（無料）すること
- ② 要支援 1 以上の認定を受けたことがない方
- ③ 今現在、ペットの飼育ができる環境および身体であること
- ④ マイクロチップが挿入されていること
- ⑤ 飼い主様の加入可能年齢：満18歳から満79歳迄
- ⑥ 加入者と飼い主様の関係は二親等以内であること



オプションとして共済更新可能年齢：飼主様の年齢が満80歳から満89歳まで

	種類	掛金の種類	掛金/月	倍率	保障額	支払回数
Aコース オプション	猫	共済掛金	18,000円	3倍	230万円	23万×10回
			6,000円	据置	76.7万円	19.2万円×4回
Bコース オプション	小型/中型犬	共済掛金	24,000円	3倍	320万円	40万×10回
			8,000円	据置	107.7万円	27万円×4回
Cコース オプション	大型犬	共済掛金	36,000円	3倍	440万円	55万円×8回
			12,000円	据置	146.7万円	37.6万円×4回



マイクロチップデータ登録完了通知書



# 契約時の事前決定

飼い主（契約者）様 **死亡時または要支援 1 以上** の認定を受け

**ペットの飼育が出来** なくなったとき

**ペット預け先（譲渡先）を事前に指定。**

① 家族・親戚（相続人）



② 友人・知人



③ ペットシェルター



④ 当協会指定ペットシェルター



# 共済概要

## ・ 共済金

**Aコース：230万円 Bコース：320万円 Cコース：440万円**



## ・ 共済金支払条件

**Aコース：猫10年間に230万円**（毎年23万円×10回）を支払。

**Bコース：小型/中型8年間に320万円**（毎年40万円×8回）を支払。

**Cコース：大型犬8年間に440万円**（毎年55万円×8回）を支払。



介護保険被保険者証

免責：共済加入者が共済掛金開始1年経過後の支払い。

1) 飼い主様**要支援1以上**の認定を受けたとき。

2) **飼い主様が死亡**したとき。

但し、ペットを第三者に**譲渡した証明書**（譲渡契約書等）を提出。



マイクロチップデータ登録完了通知書

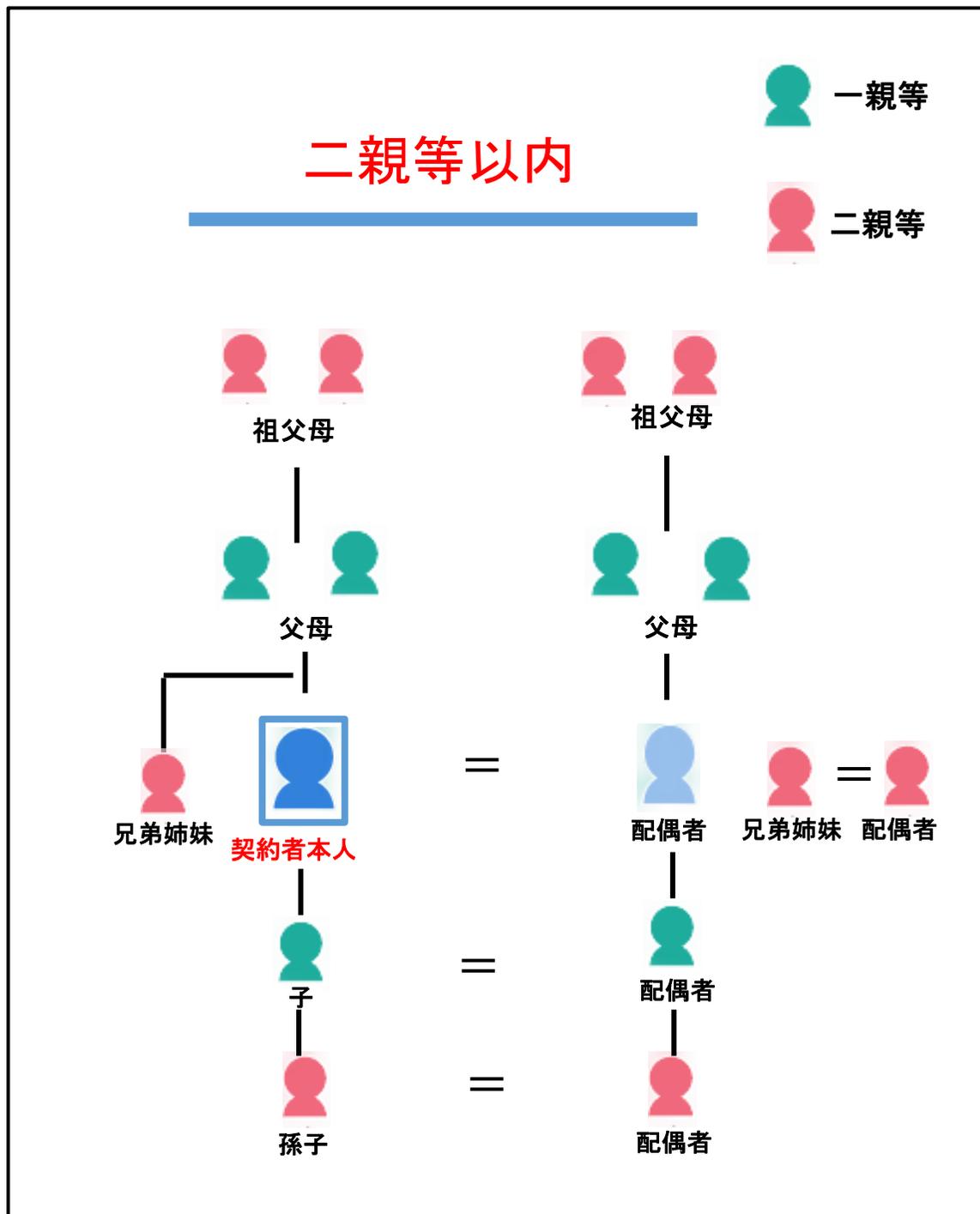
**※支払先は契約者が契約時に、ご指定した方またはシェルターなどのお預け先。**

契約者本人から飼い主様が  
**二親等以内**であれば、この共済  
に加入することが可能です。

・家族であれば**同居**でなくても、  
共済に加入することができます。

・ただし、家族図で家族である  
証明が条件となります。

※契約する方は**二親等図**を参考  
にしてください!



# 飼育費用の準備金としての共済掛金



飼い主様が飼育できなくなってもペットが食べていける、生きていける共済

※この共済保険はペットの医療保険ではありません！

## 共済保険金

Aコース230万円 Bコース320万円 Cコース440万円

◆ Aコース（猫） ◆ Bコース（小型/中型犬） ◆ Bコース（大型犬）

コース	月 払	年 払	ペット大きさ
Aコース	6,000円	68,400円	猫
Bコース	8,000円	91,200円	小型・中型
Cコース	12,000円	106,800円	大型犬

# オプションとして



## ①入院お助け医療共済保険

怪我や病気で入院したとき！

● 共済掛金は月7,000円

● 共済金支払は1日5,000円

(1年間で90日分まで)

※一時的入院し、ペットを入院期間中ペットホテルなどに預ける時のに使えます。



② ペットが亡くなり、新たにペットを飼ったとき、延長契約についてはご相談ください！

# 共済金受取人（新しい飼い主）の義務



## ・ペット生存確認義務

ペット所有者は**ペットの生存義務**を負う

【1】**年2回以上**、共済会がペット所有者にZOOMで**ペット生存を確認**（抜打ちの確認）

【2】**共済会に年1度の提出**しなければならない書類

①**犬の所有者は狂犬病予防注射済証（写）**を提出

②**猫の所有者は三種混合以上のワクチン接種証明書**

③**ペット保険**の加入証書

④**マイクロチップ**の書換



# 共済期間・更新及び共済金受取人

## ・共済期間・更新

共済期間は1年、1年ごとの更新（更新は満79歳の誕生日前日迄）

更新により満80歳の契約応答日の前日迄



相続人

## ・共済金受取人

①飼主様が生存中の所有者（家族・知人・友人）

②シェルター預け中に飼い主様が死亡且つ相続人不在の場合

飼い主様⇒一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更

③飼い主様が死亡時の所有者（家族・知人・友人・共済会）

## ・共済金受取人の変更

共済金受取人が預かり拒否または飼育不可能となった場合

の所有者は一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更し、協会

が提携しているペットシェルターに預ける。

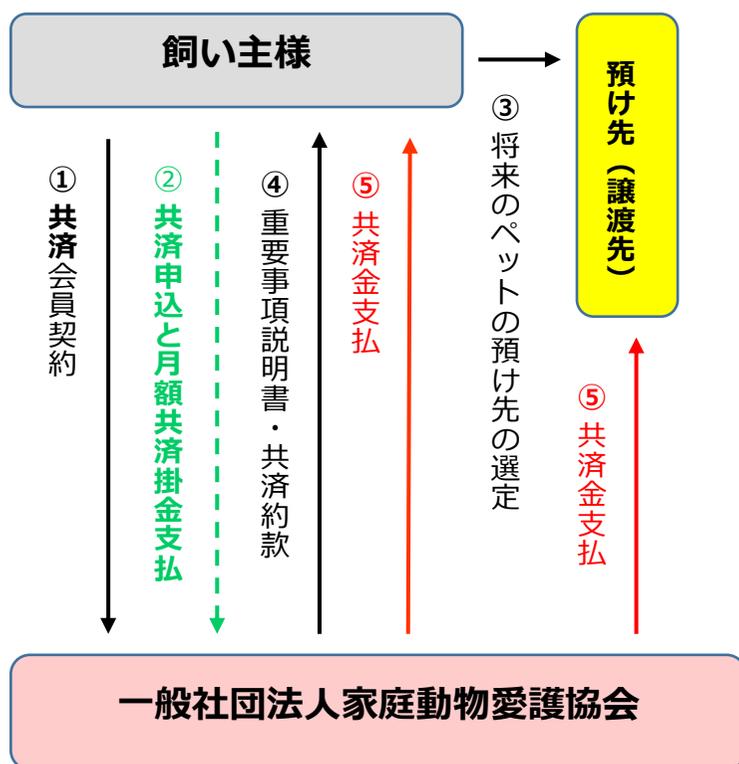


友人・知人



ペットシェルター

# フローチャート



- ① 飼い主は、一般社団法人家庭動物愛護協会の会員に申し込む。
- ② 共済会に入会した会員は、指定された資料を提出したあと、共済の申し込みと同時に共済掛金を支払う必要がある。
- ③ 契約時に将来的なペットの譲渡先を選定するが、譲渡先を途中で変更することも可能である。
- ④ 重要事項説明書と共済約款が提示される。
- ⑤ 「一般社団法人家庭動物愛護協会」は、犬の所有者に共済金を支払う。



# ペットシェルターについて

## 犬のペットシェルター



### 株式会社ドックワールド

#### ドッグリゾート成田

このシェルターは一般社団法人家庭動物愛護協会に加入している飼い主さんが当会のシェルターをご指定いただいた場合のみご利用が可能となっております。

施設の敷地面積6000坪もあり広大なドッグランで思いっきり走り回れます。

## 犬猫シェルター

- ①ペットシェルターは飼い主様がご自由に選ぶことができます。
- ②シェルターとご自身が自由に契約することができます。
- ③当会は犬猫が安心して幸せに暮らしていける、シェルターの紹介をいたします。
- ④共済会加入期間中であっても預り先をシェルターに変更することができます。
- ⑤シェルター申込時に保証人を要求されるのが殆どです。その際に保証人がいない飼い主様は当会にご相談ください。

## ネコちゃんのシェルター



※飼い主様が死亡し、ペットの引取先がない場合に当会が責任をもって引き取り先を見つけ、生涯飼育できる様に致します。

---

Confidential

---

禁複写

2025年5月改訂版